

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する
法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（概要抜粋）

1. 改正の趣旨

- 本政令は、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和3年法律第66号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、関係政令について所要の規定の整備等を行うものである。

2. 改正の内容

- 国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）の一部改正
 - （1）国民健康保険の保険料について、未就学児に係る被保険者均等割額を減額するものとし、減額する額は、当該年度分の被保険者均等割額に、10分の5を乗じて得た額とすること。
 - （2）その他所要の改正を行うこと。

3. 根拠法令

- 国民健康保険法第72条の3の2、第81条並びに第81条の2第1項及び第4項等

4. 施行期日等

- 公布日：令和3年9月10日
- 施行期日：令和4年4月1日

未就学児の国民健康保険料均等割額の軽減措置

1.現状

- ・国民健康保険制度の保険料は、応益（均等割・平等割）と、応能（所得割）に応じて設定されている。その上で、低所得世帯に対しては、応益保険料の軽減措置（7・5・2割軽減）が講じられている。

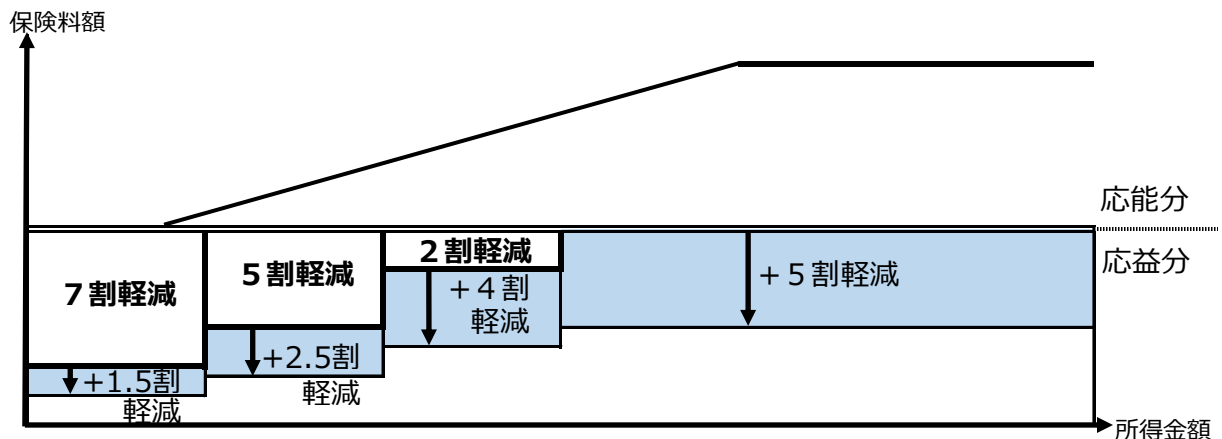
2.見直しの趣旨

- ・子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、国・地方の取組として、国保制度において、未就学児の均等割保険料を軽減する。

3.軽減措置の内容

- ・対象は、全世帯の未就学児とする。
※ 寒川町対象者数：229人（令和3年10月11日時点）
- ・当該未就学児に係る均等割保険料について、その5割を公費により軽減する。
※ 例えば、7割軽減対象の未就学児の場合、残りの3割の半分を減額することから8.5割軽減となる。
- ・国・地方の負担割合：国1/2、都道府県1/4、市町村1/4
- ・町財政影響：約888千円（令和3年度予算ベース）
- ・施行時期：令和4年4月

【軽減イメージ】



寒川町国民健康保険条例新旧対照表

現行	改正案
<p style="text-align: center;">～略～</p> <p>(一般被保険者に係る基礎賦課総額)</p> <p>第12条の3 保険料の賦課額のうち一般被保険者(法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等(以下「退職被保険者等」という。))以外の被保険者をいう。以下同じ。)に係る基礎賦課額(第20条 _____ の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「基礎賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込み額から第2号に掲げる額の見込み額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 法第81条の2第4項の財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額</p> <p>エ 法第81条の2第9項第2号に規定する財政安定化基金事業借入金の償還に要する費用の額</p> <p>オ・カ (略)</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項 _____ の規定による繰入金及び国民健康保険保険給付費等交付金(退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。)を除く。)の額</p> <p style="text-align: center;">～略～</p> <p>(一般被保険者に係る後期高齢者支援金</p>	<p style="text-align: center;">～略～</p> <p>(一般被保険者に係る基礎賦課総額)</p> <p>第12条の3 保険料の賦課額のうち一般被保険者(法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等(以下「退職被保険者等」という。))以外の被保険者をいう。以下同じ。)に係る基礎賦課額(第20条 <u>及び第20条の3</u>の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「基礎賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込み額から第2号に掲げる額の見込み額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 法第81条の2第5項の財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額</p> <p>エ 法第81条の2第10項第2号に規定する財政安定化基金事業借入金の償還に要する費用の額</p> <p>オ・カ (略)</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項 <u>及び第72条の3の2第1項</u>の規定による繰入金及び国民健康保険保険給付費等交付金(退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。)を除く。)の額</p> <p style="text-align: center;">～略～</p> <p>(一般被保険者に係る後期高齢者支援金</p>

等賦課総額)

第16条の6の2 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額(第20条_____の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) (略)

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア (略)

イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項_____の規定による繰入金を除く。)の額

(保険料の減額)

第20条 (略)

～略～

(加える)

等賦課総額)

第16条の6の2 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額(第20条及び第20条の3の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) (略)

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア (略)

イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項及び第72条の3の2第1項の規定による繰入金を除く。)の額

(低所得者の保険料の減額)

第20条 (略)

～略～

(未就学児の被保険者均等割額の減額)

第20条の3 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第16条又は第16条の5の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額とする(第4項に掲げる場合を除く)。

2 第16条第2項及び第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、第16条第2項及び第3項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。

(所得等の申告)

第20条の3 (略)

～略～

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第16条又は第16条の5」とあるのは「第16条の6の6又は第16条の6の10」と、第2項中「第16条」とあるのは「第16条の6の6」と読み替えるものとする。

4 当該年度において、第20条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第16条又は第16条の5の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から、当該保険料額に第20条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額(同条第2項において準用する第16条第2項の規定により端数の切り上げを行った後の額とする。)を控除して得た額に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額とする。

5 第16条第2項及び第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、第16条第2項及び第3項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。

6 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第4項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第16条又は第16条の5」とあるのは「第16条の6の6又は第16条の6の10」と、「同条第2項」とあるのは「同条第3項」と、「第16条第2項」とあるのは「第16条の6の6第2項」と、第5項中「第16条」とあるのは「第16条の6の6」と読み替えるものとする。

(所得等の申告)

第20条の4 (略)

～略～

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第20条の3の規定は、令和4年度以後の年度分の保険料について適用し、令和3年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。